2019年12月1日

各位

株式会社　東日本銀行

金融円滑化法期限到来後の対応について

株式会社東日本銀行（頭取　大石慶之）は、心のかよう「フェイス・トゥ・フェイス」の対応によりお客さまとのリレーションを大切にし、信頼されるパートナーとして地域社会に貢献します、との企業理念に則り、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」という。）の施行以前より地域経済を支える中小企業・個人事業主のお客さま、住宅ローンをご利用の個人のお客さまのご返済にかかわるご相談等に真摯に対応してまいりました。

「金融円滑化法」は平成25年3月末に終了致しましたが、期限到来後も当行の金融円滑化に対する基本方針はなんら変わるものではなく、今後も全行を挙げて、以下のとおり積極的に取り組んでまいります。

記

1. 当行は、金融円滑化法の期限到来後も、全行を挙げて金融の円滑化に向けた真摯かつ丁寧な対応を図ってまいります。

2. 当行は、更なるコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案すると共に、十分な時間をかけて実行支援する等の対応を行ってまいります。

3. 当行は、外部専門家や外部機関との連携を図りながら、経営革新等支援機関としてお客さまの経営改善に向けた真のコンサルティング機能の発揮を継続してまいります。

4. 住宅ローンをご利用のお客さまから、条件変更等のご相談・お申込があった場合も、真摯に対応させていただくとともに、お客さまの財産及び収入状況や収入に関する将来の見通し等を勘案し、迅速かつ適切に対応するよう努めてまいります。

以上